

令和元年度第 2 回京都市産業廃棄物 3 R 推進会議 摘録（案）

1 日時

令和元年 12 月 27 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場所

京都経済センター 3 階 3-F 会議室

3 出席委員

高岡委員長，石田副委員長，大山委員，河野委員，小谷委員，高橋委員，長田委員，西岡委員，花嶋委員，三宅委員，村井委員，山口委員，山田委員，笠原オブザーバー

4 議事内容

(1) 令和元年度第 1 回の会議について

資料 2 に基づいて事務局から説明した後，以下の意見交換が行われた。

事務局：前回の会議で電子マニフェストの利用が増加しているかについて御質問をいただいたが，具体的な数値をお示しできなかったため，改めて報告させていただく。市内の電子マニフェストの加入率は，54.8%であり，全国の電子化率は，61%となっている。

委員：全国に比べて，市内は低いようである。一部義務化されたはずだが，問題はないのか。

事務局：一部義務化の対象事業者について，現在は未加入の事業者も，令和 2 年 4 月までに加入するよう手続き中であることを確認している。

(2) 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料 3 に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委員：排出事業者に対する認証制度の事業者数が減っているが，申請するのをやめる事業者があるのか。

事務局：3 年連続で認定を受けた事業者は，表彰しており，これにより殿堂入りした事業者は，以降の認定がない。表彰後の事業者に優良な取組を継続，発展してもらうための施策については，今後，検討していきたい。

委員：さんばい施設見学会の一般が 0 件となっているが，実施されていないのか。

事務局：事業は実施しているが，産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の両方が見学対象であり，その中で産業廃棄物処理施設を見学されたケースが 0 件ということである。

委員：施設の検査が 0 件となっているが，今年度も実施を予定しているのか。

事務局：自己処理施設への立入検査は，今後，1 件の実施を検討している。ダイオキシン類の行政検査は，焼却施設を対象に 12 月に既に 1 件を実施し，1 月にもう 1 件を予定しており，昨年度と同様である。埋立処分場の水質検査は，対象となっていた処分場が昨年度廃止届を提出したことにより該当する施設がなく，0 件となっている。法に基づく定期検査は，5 年 3 ヶ月ごとに実施す

るものであるが、今年度は該当がなく、0件となっている。

委員：対象施設がない場合は、資料に記載されるとわかりやすい。

(3) PCB廃棄物に係る施策の進捗状況について

資料4に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：掘り起こし調査において、宛先不明や未回答の事業者に対しては、個別に当たるなどの対応をしていくのか。

事務局：回答のない全件について、個別対応するのは現実的に困難である。これまでから一定の調査は実施しており、令和2年2月に最終通告を行う予定である。

委員：回答がない場合、個別に対応しているケースもあるのか。

事務局：ハガキの送付による調査だけでなく、複数のルートを使って調査を行っている。

委員：それでは、その他の手法による調査も回答数の中に含まれているということか。

事務局：含まれている。

委員：調査で努力されている部分については、もっと資料に記載されたら良いのではないかと思う。

委員：未登録のものについて、数量をJESCO北九州事業所にて調査中と記載されているが、京都市でも調査しているのではないのか。

事務局：京都市に届出があったもののうち、JESCOに未登録のものについては、JESCOがリストを突合した結果を自治体に情報提供されている。

委員：令和元年度下期、令和2年度の処理が25t、令和3年度の処理が78tとなっているが、キャパシティは足りるのか。

事務局：JESCOにおいて、高濃度の部位のみを切り離すことにより処理量を減らしたり、処理ラインを見直すなど、処理量を増やせるよう努力されていると聞いている。

委員：補足情報であるが、感圧紙やウエスなどのPCB濃度が10%以下のものが、無害化処理施設で処理できるように、環境省で実証試験が行われているとのことである。

事務局：おっしゃるとおり、つい先日、12月20日付で、PCB汚染物で焼却できるもの、10%以下のものは無害化処理施設で処理できるよう省令改正があった。今後、JESCOに登録されているものの一部が無害化処理施設に振り分けられることで、処理量が減らせるものと思われる。

委員：蛍光灯安定器について、未回答の再度調査の対象数が約9000となっているが、元の調査対象が約23000で、回答数が約12000なのはなぜか。

事務局：再度調査の対象には、宛先不明が含まれていないためである。

委員：登録を行わない事業者、費用負担に抵抗を感じる事業者があるということだが、期限を過ぎれば代執行になり、費用負担が増加することも説明されているのか。

事務局：代執行になった場合、補助金もなく、100%自己負担になることも説明している。

委員：負担を免れようとする事業者には、厳正な対処が必要であろうが、一方で、厳正に対処した場合、不法投棄される危険も高まるのではないか。PCB廃棄物は、環境に流出させないことが大事であり、不法投棄されたのでは本末転倒である。この点について、どのように考えているか。

事務局：非常に難しい問題である。期限を超えた場合、代執行を行うことについては、毅然とした態度で臨む必要がある。仮に、不法投棄が行われた場合は、市の責任において処分すべきと考えているが、不法投棄されないよう未然の対応策も、今後、議論を重ね、検討していきたい。

(4) 京都市産業廃棄物実態調査

資料5に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：回答率が概ね50%となっているのは、前回調査と同程度なのか。

事務局：京都工業会，京都商工会議所，京都府建設業協会，京都中小企業団体中央会から会員の皆様への協力依頼もしていただき，受託業者による督促等にも力を入れた結果，前回よりも回答率が高くなっている。

委員：これからアンケートを送付することになっている市外の処理業者の選定は，どのようにするのか。マニフェストから網羅的にリストアップしたのか，大規模な業者を選ぶのか。

事務局：排出事業者からの回答結果から，市内の排出事業者から多く廃棄物の処理を受託している市外の業者をリストアップして，アンケートを送付することを予定している。

委員：処理業者へのアンケート調査であるが，事業者名は記名式なのか。

事務局：記名式ではあるが，匿名でないと答えにくいような質問はないようにしている。

(了)